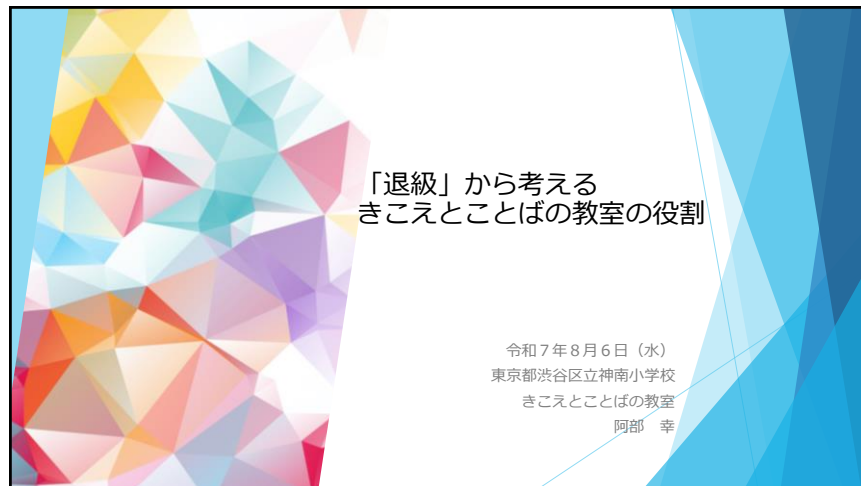
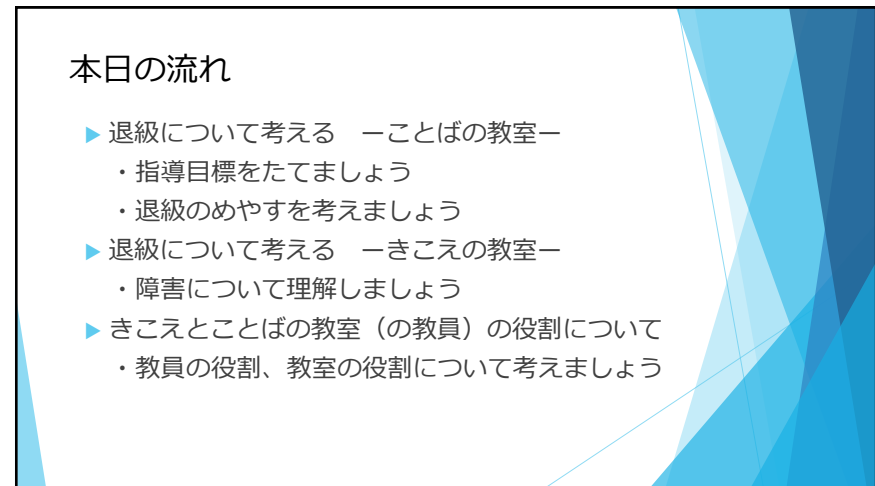
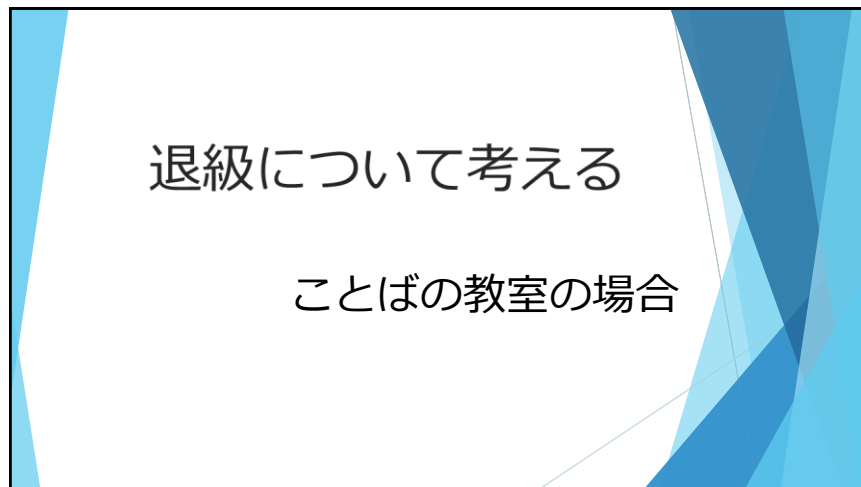




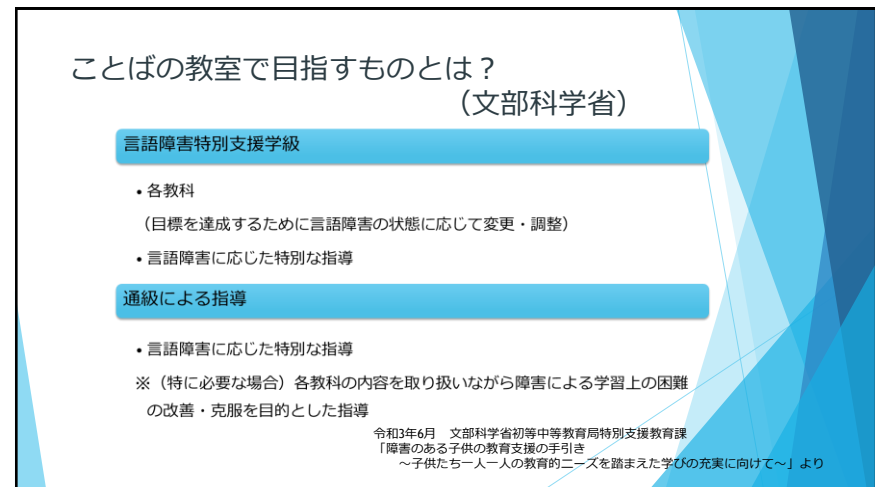
1



2

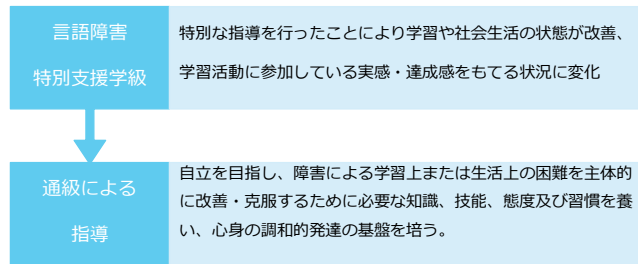


3



4

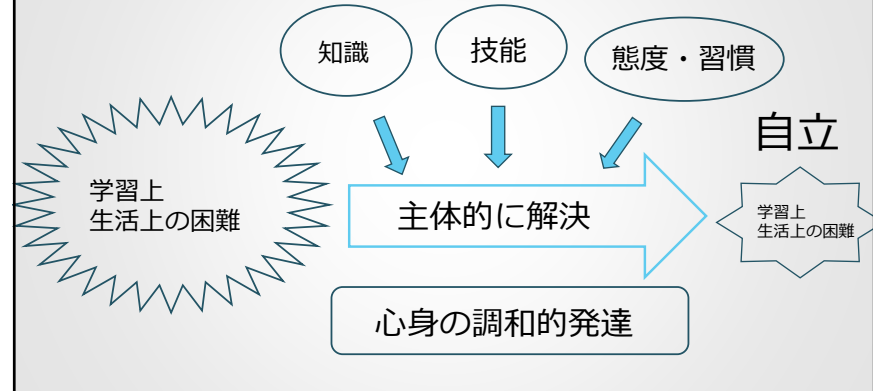
ことばの教室で目指すものとは？ (文部科学省)



令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
「障害のある子供の教育支援の手引き
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」より

5

このような感じでしょうか・・・



6

ことばの教室で目指すものとは？ —東京都の場合—

- ▶ 通級による指導の対象児
- ・ 器質的（口蓋裂、構音器官のまひ等）又は機能的な構音障害のある者
- ・ 話し言葉におけるリズムの障害（吃音等）のある者
- ・ 言語機能の基礎的事項（話す、聞く等）に発達の遅れがある者
- ・ その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）

※通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする
程度のもの

東京都教育委員会
「特別支援学級・通級による指導教育課程編成の手引き」より

7

一人一人の目標を立てる時には・・・

- ▶ 国際生活機能分類（ICF）
「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」
- ▶ 障害者の権利に関する条約
「私たちのことを私たちぬきに決めないで」
- ▶ 対人援助職の基本
「説明」と「合意」

↓
児童の**実態**・児童自身の**思い**を基に
「達成可能な目標」を立てることが大切

8

「達成可能な目標」を考える ー児童の実態をつかむために必要なことー

- ▶ 客観的な検査
検査結果を正確に読み取れる
検査結果と実際の生活・児童の姿を結び付けられる
- ▶ 行動観察
表情やつぶやきなど目立たないことにも気付ける
見たこと（事実）と自分の思ったことや考えたことを分けて語れる

9

「達成可能な目標」を考える ー児童の思いを知るために必要なことー

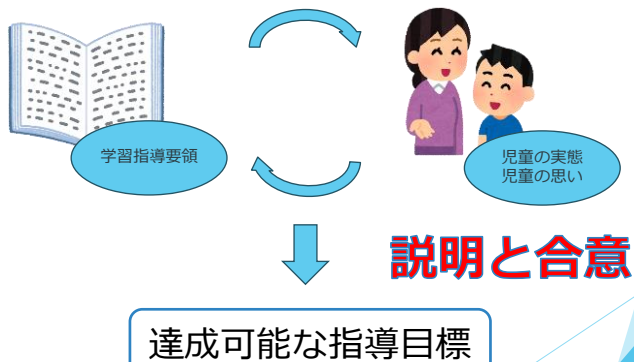
- ▶ 児童が自分の思っていることを他者に伝えられる
自分の思いや考えをもっている
他者と対話できる素地がある
ことば、表情、声の調子などを「伝える手段」としてつかえる
- ▶ 教員が「聞き手」としての役割を守る
児童自身の言葉で語らせる
完全ではない考えや表現を受け止められる余裕をもつ
分かり合えなくても、教員の考えをおしつけない
（「共感しているつもり」に注意）



「児童自身が語れる」ことが大切

10

いつも心に・・・



11

ことばとはどのようなものでしょうか

- ▶ ものごとを感じ取ったり、考えたりするときの道具
- ▶ 行動を調整するための手段
- ▶ コミュニケーションや記録の手段

12

ことばの教室で育てる「ことば」とは

speech
(話し方)

language
(言語)

相手に伝えようとする
意欲・態度

13

構音の指導の目標を考える

- ▶ 何のために構音改善の指導をするのか
- ▶ ゴールの考え方
 - ・全ての音を正しく発音する
 - ・日常生活を送る上で支障がない

児童の全体像から適切な段階を判断 ➡ 説明と合意

14

話し言葉の流暢性に関わる指導の目標を考える

- ▶ 吃音
 - ・発達性吃音
 - ・獲得性吃音
 - 神経原性吃音・・脳外傷などの脳損傷
 - 心因性吃音・・長期間にわたるストレス、非常にショッキングな体験など

実態を見極め
ましょう！！

- ▶ クラタリング

参考文献：小林宏明・川合紀宗（2013）
「吃音・流暢性障害のある子どもの理解と支援」（学苑社）

15

話し言葉の流暢性に関わる指導の目標を考える

- ▶ 何のために指導をするのか
- ▶ ゴールの考え方
 - ・主観的・・児童自身がどのようにとらえているのか
成長に伴い、ゴールが変化する可能性
 - ・多様

16

話し言葉の流暢性に関わる指導の目標を考える

児童の考えが自分の
考えと違っていても
受け入れられる

自分の思いや考え
を伝えられる

対話



合意

17

言語発達に遅れや偏りがある児童の指導の目標を考える



必ず確認！！

18

言語発達に遅れや偏りがある児童の指導の目標を考える

- ▶ 言語発達の遅れ
- ▶ 言語発達の偏り

実態を見極め
ましょう！！

19

言語発達に遅れや偏りがある児童の指導の目標を考える

▶ 何をどこまで指導するのか

- ・語彙
- ・文法
- ・会話の力
- ・語り（ナラティブ）
- ・コミュニケーション など

▶ ゴールの考え方

- ・児童の発達段階に合わせる（一律でない）
- ・児童の生活・将来像を視野に入れる

**「使いこなせる」
ことが大切**

20

言語発達に遅れや偏りがある児童の指導の目標を考える

▶ ゴールの考え方

- ・ 他者に対して、自分が考えていることや気持ちを伝えられる
- ・ 「話せてよかった」「安心した」「気持ちが軽くなった」などの気持ちになる

➡ 他者と通じ合うことで、その人自身の生活の質があがる

▶ 多様性への配慮

「人とのかかわりを楽しむべき」？

必要な時に必要なことを、他者に伝えられることが大切

21

退級について考える

きこえの教室の場合

22

きこえの教室で目指すものとは？ (文部科学省)

難聴特別支援学級

- ・ 各教科
(目標を達成するために状態に応じて指導内容・指導方法の工夫)
- ・ 必要に応じた特別な指導（聴覚活用、音声の受容、表出など）

通級による指導

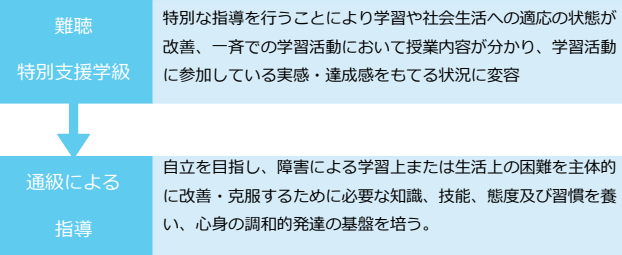
- ・ 聴覚障害に応じた特別な指導
- ※（特に必要な場合）各教科の内容を取り扱いながら障害による学習上の困難

の改善・克服を目的とした指導

令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
「障害のある子供の教育支援の手引き」
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～より

23

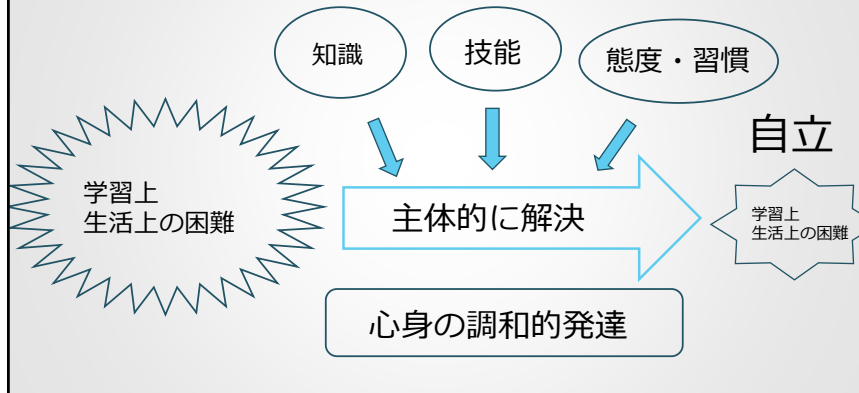
きこえの教室で目指すものとは？ (文部科学省)



令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
「障害のある子供の教育支援の手引き」
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～より

24

基本的には同じです・・



25

きこえの教室の指導の目標を考える

▶ 何をどこまで指導するのか

- ・ 言語力
- ・ コミュニケーション
- ・ 補聴機器の扱い
- ・ 障害認識
- ・ 自己理解
- ・ 情報を収集できる力 など

▶ ゴールの考え方

- ・ 「障害」 そのものは治らない
- ・ 児童自身の考え方や生き方を育てる
- ・ 児童の生活・将来像を視野に入れる

年齢や発達段階、児童の実態などにより目標や指導する内容も変化
→終わりが無い

26

参考：「障害者差別解消法」

～合理的配慮が義務化（2024年4月1日）～

合理的配慮を受けるためには・・

「本人（通訳者や介護者）からの申し出」
が必要



- ・ 自分にとって有益な環境がわかる
- ・ その環境を作り出すために必要なことがわかる
- ・ 相手と対話して調整できる

27

小学校の間に身に付けてほしいこと

▶ 自己理解（障害についての理解も）
自分で自分自身のことを考えられるように

▶ 柔軟性
他者からの助言や意見を聞く態度が育つように

▶ 言語・コミュニケーションの基礎
他者と対話、調整したりできるように

セルフアドボカシー
(自己権利擁護)

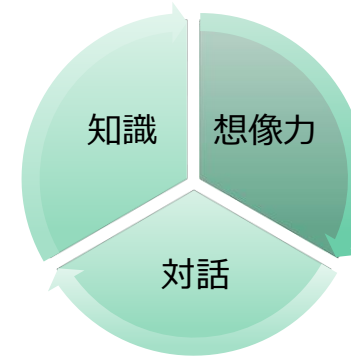
28

役割について考える

「きこえとことばの教室の教員」として

29

障害者に関わる人に必要なこと



30

「きこえとことばの教室の先生」とは

成人

教育のプロ

人生の先輩

専門性

子どもたちの人生を彩る環境の一つ

31

「きこえとことばの教室の役割」とは

- ▶ 児童自身が「よくいきる」ために
(Well-being)



32